

司法書士

司法書士Vマジック攻略講座

模擬講義レジュメ

れっく
LEC 東京リーガルマインド

0 001921 243989

SU24398



レベルを体感「司法書士Vマジック講座」模擬講義

LEC 専任講師 森山和正

1	「Vマジック攻略講座」について
---	-----------------

(1) 講座の趣旨

①丁寧なインプット

⇒頭打ちを防ぐための突破口

R6-2 (午後)

複雑訴訟形態に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

イ 数人に対する一の訴えについては、訴訟の目的である権利又は義務が同種であって事実上及び法律上同種の原因に基づくときは、一の請求について管轄権を有する裁判所にその訴えを提起することができる。

『森山和正の司法書士Vマジック7』P235

【主観的併合要件】

通常共同訴訟にするには、複数当事者の個別の請求について1つの訴えにするための合理性が必要となる。各人に対する請求間に一定の共通性・関連性が要求されるのである。

具体的には、以下のいずれかの場合に該当する必要がある。

①訴訟の目的である権利・義務が数人について共通である場合(38条前段)。

②訴訟の目的である権利・義務が同一の事実上または法律上の原因に基づく場合（38条前段）。

③訴訟の目的である権利・義務が同種であって、事実上及び法律上同種の原因に基づく場合（38条後段）。

①は、債権者が数人の連帯債務者に対して支払請求をする場合などである。

②は、同一の事故の数人の被害者が加害者に対して、不法行為による損害賠償請求訴訟をする場合などである。

③は、①・②の場合に比べると、各請求の関連性はかなり薄い。①は「共通」、②は「同一」であるが、③は「同種」でよい点から、そのことがわかるだろう。アパートの賃貸人が、そのアパートの数人の賃借人にに対して、同時に賃料支払請求訴訟をする場合などがこれにあたる。

『森山和正の司法書士V マジック7』P28

【共同訴訟と裁判籍】

数人の被告に対する請求を1つの訴えで併合提起する共同訴訟において、1個の請求について管轄を有する裁判所において残りの請求についても管轄が生じるのは、38条前段の要件（①訴訟の目的である権利・義務が数人において共通であるとき、または②訴訟の目的である権利・義務が同一の事実上及び法律上の原因に基づくとき）を満たす場合のみである（7条但書）。たとえば、原告Aが複数の連帯債務者B・Cを被告として、貸金返還請求訴訟をする場合、Bに対する請求において管轄権を有する裁判所において、Cについても訴えることができる。

共同訴訟の場合には、共通の訴訟資料で審理を進めることができる一方、被告の1人に管轄があるというだけで、残りの被告が自己の住所地から遠方の裁判所に付き合わされるのは酷であることに配慮したものである。

②幅広い出題に対応

- ・組合
- ・未成年登記
- ・少額訴訟

③独学力の養成

- ⇒講義を聴いているだけでは合格できない。
- ⇒独学の時間（暗記・演習）をいかにとるか
- ⇒やるべきことの明確化（復習問題集）・復習しやすい教材
- ⇒復習サポート講義

④ペースメーカーとしての役割

- ⇒適切なカリキュラム
- ⇒1時間 unit 制

⑤記述式問題の総合対策

- ⇒知識→ひな形→解法→演習

(2) 講座の利用法

★予習型

- ・時間の講義部分の『V マジック』を読む
- ・講義を聞く
- ・講義の復習
- ・『ケータイ司法書士』を利用して、まとめ・演習を行うことも有効
- ・復習問題を解く
- ・『V マジック』を読み直す

★復習型

- ・講義を聞く
- ・講義のポイントに注意しながら『V マジックを読む』
- ・『ケータイ司法書士』を利用して、まとめ・演習を行うことも有効
- ・復習問題を解く
- ・『V マジックを読み直す』

2	復習問題集
1 吸収分割をする場合、吸収分割承継会社においては常に債権者保護手続をとる必要があるが、吸収分割会社においては債権者保護手続をとる必要がない場合がある。 [18-29-オ (21-33-ア)]	○ 吸収分割をする場合、吸収分割承継株式会社の債権者については、債権者保護手続を要する(799 I ②・II)。これに対して、吸収分割会社においては、吸収分割承継会社に承継する債務につき、吸収分割株式会社の債権者が吸収分割株式会社に対し債務の履行を請求することができる場合(併存的債務引受又は連帶保証をする場合)は、債権者保護手続は不要である(789 I ②)。
2 吸収分割株式会社の債権者は、吸収分割後の吸収分割株式会社に対して債務の履行を請求することができないときであっても、吸収分割株式会社に対し、吸収分割について異議を述べることができない。[26-34-エ]	× 吸収分割をする場合、吸収分割株式会社は、吸収分割後吸収分割株式会社に対して債務の履行を請求することができない吸収分割株式会社の債権者に対し、債権者の異議手続をとらなければならぬ(789 I ②)。

<p>3 C 株式会社が新設分割をして D 株式会社を設立する場合において、新設分割により D 株式会社に承継させる資産の帳簿価額の合計額が C 株式会社の総資産額の 5 分の 1 を超えないときは、当該新設分割後に C 株式会社に対して債務の履行（当該債務の保証人として D 株式会社と連帶して負担する保証債務の履行を含む。）を請求することができない C 株式会社の債権者は、C 株式会社に対し、当該新設分割について異議を述べることができない。[25-33-オ]</p>	<p>× 新設分割をする場合において、新設分割後に新設分割株式会社に対して債務の履行（当該債務の保証人として新設分割設立会社と連帶して負担する保証債務の履行を含む。）を請求することができない新設分割株式会社の債権者は、新設分割株式会社に対し、新設分割について異議を述べことができ（810 I ②），この場合には、新設分割会社は債権者異議手続をとらなければならない（810 II・III）。この点、新設分割をする場合において、新設分割により新設分割設立会社に承継させる資産の帳簿価額の合計額が、新設分割会社の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の 5 分の 1（これを下回る割合を新設分割株式会社の定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えないときは、新設分割株式会社において株主総会特別決議を経ることを要しないが（簡易分割、805，会社施規 207），簡易分割を行う場合であっても当該債権者異議手続を省略することはできない。なぜなら、新設分割により新設分割設立株式会社に対して債権が承継されることとなる結果、新設分割株式会社に対</p>
--	---

	しては債務の履行を請求することができなくなる新設分割株式会社の債権者は、引当てとなる財産が新設分割設立株式会社の財産のみに変動するからである。
4 吸収分割をする場合において、吸収分割後吸収分割会社に対して債務の履行を請求することができる吸収分割会社の債権者は、吸収分割会社に対し、吸収分割について異議を述べることができる。[R4-34-3]	× 吸収分割後吸収分割株式会社に対して債務の履行（当該債務の保証人として吸収分割承継会社と連帶して負担する保証債務の履行を含む。）を請求することができない吸収分割株式会社の債権者が異議を述べることができる（会 789 I ②）。
5 株式移転完全子会社は、株式移転計画新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権である場合における当該新株予約権付社債についての社債権者が異議を述べることができるときを除き、債権者の異議手続を行う必要はない。[21-34-エ (15-35-イ)]	○ 株式移転を行う場合、株式移転計画新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権であり、当該新株予約権付社債についての社債権者が異議を述べることができるとときは、株式移転完全子会社は債権者の異議手続を行わなければならない（810 I ③）。
6 A株式会社がB株式会社を株式交換完全親会社とする株式交換について、当該株式交換の際に、A株式会社の債権者の地位に変動が生ずることはないので、会社法上、A株式会社の債権者が異議を述べる手続は定められていない。[27-34-エ]	× 株式交換契約新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権である場合、当該新株予約権付社債の社債権者は、株式交換完全子会社に対し、株式交換について異議を述べることができる（789 I ③）。

<p>7 株式交換をする場合において、株式交換完全子会社の株主に対して交付される財産が金銭のみであるときは、株式交換完全子会社の債権者も、株式交換完全親会社の債権者も、当該株式交換について異議を述べことができない。[19-35-エ]</p>	<p>× 株式交換をする場合、当事会社の債権者は、株式交換について異議を述べることができないのが原則である。しかし、株式交換完全親株式会社においては、株式交換の対価として株式交換完全子会社の株主に対して交付する金銭等が、株式交換完全親株式会社の株式その他これに準ずるものとして法務省令で定めるもののみである場合以外の場合には、会社財産が減少するおそれがあるため、株式交換完全親株式会社の債権者は、株式交換について異議を述べができる（799 I ③、会社施規198）。したがって、株式交換をする場合において、株式交換完全子会社の株主に対して交付される財産が金銭のみであるときは、株式交換完全子会社の債権者は、当該株式交換について異議を述べことができないが、株式交換完全親会社の債権者は、当該株式交換について異議を述べができるため、本肢は誤りである。なお、株式交換完全子会社においては、株式交換契約新株予約権（768 I ④イ）が新株予約権付社債に付された新株予約権である場合、当該新株予約権付社債についての社債権者</p>
--	--

	は、株式交換について異議を述べができる（789 I ③）。
8 公告方法として官報に掲載する方法を定款で定めている吸收合併消滅株式会社は、吸收合併について異議を述べることができる債権者がいる場合において、官報及び時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙にそれぞれ合併に関する公告を行ったときは、知れている債権者に対して各別に催告することを要しない。[R5-34-イ]	× 吸収合併をする場合において、消滅株式会社の債権者の全部または一部が異議を述べができる場合には、消滅株式会社は、一定の事項を官報に公告し、かつ、知っている債権者（吸収合併について異議を述べができるものに限る。）には、各別にこれを催告しなければならない（会社 789 II・I）。ただし、消滅株式会社が当該公告を、官報のほか、定款所定の公告方法に従い、日刊新聞紙に掲載する方法または電子公告によりするときは、当該各別の催告は、することを要しない（会社 789 III・II本文・939 I ②③）。よって、本肢の消滅株式会社は公告方法として官報に掲載する方法を定款に定めているため、当該各別の催告をしなければならない。したがって、知っている債権者に対して各別に催告することを要しないとする点で、本肢は誤っている。

【令和6年度の出題】

株式交換完全親株式会社が株式交換に際して株式交換完全子会社の株主に対して交付する対価が金銭のみである場合には、当該株式交換完全親株式会社の債権者は、当該株式交換完全親株式会社に対し、当該株式交換について異議を述べることができない。

答×

3	『森山和正の司法書士 V マジック』における本試験の知識の説明の有無
---	------------------------------------

※問題番号に○が付されているものが『V マジック』掲載の知識で正解できた問題である

- ※ ページ数が記載されているものは、そのページで説明されていることを意味する
- ※ 直接は説明されていないが、基準などが記載されおり、解答までたどり着けると推測できるものにはかっこ書を付した（ただし、統計上は厳密に未掲載と同様に数えた）
- ※ 説明されていないものは空欄とした
- ※ 誤植・改正対応されているものは、その対応がされているものとした

<午前の部>33問／35問

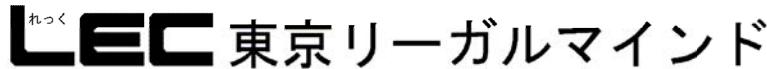
	ア	イ	ウ	エ	オ
第1問○	P107	P103	P112		P115
第2問○	P165	P97	※P164	P105	P98
第3問○	P229	P232	P231	※P229	P234
第4問○	I P41	I P79	I P41	II P442	II P471
第5問○	I P153	I P154	I P151	I P397	I P154
第6問○	I P163	I P170	I P174	I P158	I P174
第7問○	I P164	I P316	I P317	I P316	I P305

第 8 問○				I P328	I P328
第 9 問○	I P351	I P351	I P353	I P577	I P353
第 10 問○	I P382	I P385	I P383	I P383	I P380
第 11 問○	I P413	I P411	※ I P408	I P608	I P416
第 12 問×				I P434	I P431
第 13 問○	I P337	I P476	I P494	I P485	I P497
第 14 問○	I P525	I P527	※ I P530	I P530	
第 15 問○	I P584	I P562		I P573	I P570
第 16 問○	II P134	II P134	II P135	II P132	II P138
第 17 問○	II P168	II P188	II P188	II P193	II P194
第 18 問○	II P258	II P275	II P277	II P278	※ II P277
第 19 問○	II P351	II P351	II P355	II P356	II P355
第 20 問○	I P50	I P50		II P496	
第 21 問×			II P501		II P502
第 22 問○		II P603	II P601	II P598	II P611
第 23 問○	II P566	II P566	II P566	II P566	II P567
第 24 問○	P516	P328	P332	P324	P330
第 25 問○	P427	P302	P430	P430	P432
第 26 問○	P537				P538
第 27 問○	P329	P353	P355		※P547
第 28 問○	P85	P77	P73	P35	P213
第 29 問○	※P93	P92	P94	P105	P107
第 30 問○	P155	P161	P156	P157	P143
第 31 問○	P176	P141	P221	P177	P171
第 32 問○		P367	P373	P363	P363
第 33 問○	P395	P382	P531	P393	P384
第 34 問○	P440	P451	P546	P124	P507
第 35 問○	P580			P586	P588

<午後の部>33問／35問

	ア	イ	ウ	エ	オ
第1問○	P47	P49	P50	P44	P48
第2問○	P23	P28	P237	P227	P128
第3問○	P124		P166	P116	P200
第4問○	P188	P188		※P191	P191
第5問○	P278	P277			P280
第6問○	P415	P418	P416		P433
第7問○	P396		P399	P400	
第8問○	P586	P588	P597	P600	P593
第9問○	P454		P451	P565	P454
第10問○	P448	P499	P500	P498	P513
第11問○	P557	P559	P559		P559
第12問○	II P434	II P436	II P434	II P269	II P435
第13問○	II P415	※ II P407	I P170	II P296	II P390
第14問○	II P411	II P407		II P506	II P413
第15問○	II P497	II P500		II P501	II P460
第16問○			I P330	II P233	II P212
第17問○			II P291	I P243	I P296
第18問○	II P368		II P374	II P367	II P357
第19問×	I P138	I P199			
第20問○	I P160	I P225	I P262	I P271	I P279
第21問○	II P333	I P233	II P286		I P297
第22問○	II P4	I P476	I P61	I P469	II P21
第23問○		II P383	II P381	II P383	II P383
第24問○	II P269	II P269	II P269	II P269	II P269
第25問○		II P344・351	II P344	II P351	II P351
第26問×	II P507		※ II P507		※ II P507
第27問○	I P290	II P303	II P377		I P263

第 28 問○	P612	P611	P612	P614	P613
第 29 問○			会 P338	P417	
第 30 問○	P339	P355	P355	P361	P361
第 31 問○	P211	P221	P603	P208	
第 32 問○	P459	P459	※会 P369	会 P364	会 P364
第 33 問○	会 P393	P485	会 P393	※P470	※P475
第 34 問○	会 P434	P574	会 P501	会 P482	P575
第 35 問○	P516	P504	P517		



著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2024 TOKYO LEGAL MIND K. K., Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

SU24398